

## 第 2 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 4 年 3 月 2 日提出

## I 件数 4 4 件

【内訳】議案 4 3 件（条例関係 1 2 件、予算関係 2 9 件、その他 2 件）  
報告 1 件（専決処分 1 件）

## II 議案の要旨

## 《条例関係》

## 議案第 2 号 南相馬市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

## 【趣旨】

地方自治法の一部改正により引用規定を改めるとともに、南相馬市勤労青少年ホームの廃止に合わせ関係附属機関を廃止するため、必要な改正を行うもの

## 【主な内容】

## 1 南相馬市総合計画審議会の担任事項に係る定義の改正

## (1) 理由

地方自治法の一部改正に伴い、地方公共団体に対する基本構想の策定義務が廃止となり、基本構想に係る法的根拠がなくなったため、新たに定義するもの。

## (2) 改正内容

改正後	改正前
基本構想（南相馬市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。）及び…に関する事項について審議すること。	地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づく基本構想及び…に関する事項について審議すること。

## 2 南相馬市勤労青少年ホーム運営委員会に係る規定の削除

南相馬市勤労青少年ホームの廃止（議案第 1 2 号）に伴い、南相馬市勤労青少年ホーム運営委員会に係る規定を削除する。

## 3 附則による他の条例の改正

「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」中、勤労青少年ホーム運営委員会委員に係る規定を削除する。

## 4 施行日

平成 2 4 年 4 月 1 日

<b>議案第3号</b>	<b>南相馬市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について</b>
--------------	-------------------------------------

**【趣旨】**

東日本大震災を契機として、個人情報の適切な保護に留意しつつ、災害時等における迅速な住民サービスの提供を図るため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】****1 条例の対象となる個人情報の定義の改正**

個人情報保護条例の対象を、これまでの「個人情報」から「保有個人情報」に改正する。

個人情報	⇒	保有個人情報
個人に関する条例であって、当該情報の氏名・生年月日等の記述により特定の個人を識別できるもの		実施機関の職員が職務上作成・取得した個人情報であって、組織的に利用するものとして保有しているもの

**2 本人以外からの個人情報を収集できる場合の規定の追加**

本人以外から個人情報を収集することができる場合に、次の事項を追加する。

事 項	国等の規定		
	国	県	他市
①他の実施機関から収集する場合で、本人の権利利益を侵害しないとき	○	○	8/12
②国・他の地方公共団体等から収集する場合で、収集することに相当な理由があり、本人の権利利益を侵害しないとき	○	○	12/12
③本人から収集することにより目的達成の支障、円滑な実施の困難のおそれがある場合において、本人の権利利益を不当に侵害しないとき	○	○	11/12

**3 目的外利用及び外部提供ができる場合の規定の追加**

目的外利用及び外部提供をすることができる場合に、次の事項を追加する。

事 項	国等の規定		
	国	県	他市
①同一実施機関内で利用することに相当な理由がある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。	○	○	8/12
②国等若しくは他の実施機関に提供することに相当な理由がある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。	○	○	10/12
③専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。	○	○	8/12
④本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。	○	○	4/12

#### 4 保有個人情報の開示義務規定の改正

本人から自己に関する情報の開示請求があった場合の規定を整理する。

##### (1) 開示義務の明確化

これまでの開示請求に対する「不開示情報は開示しないことができる」という規定から、「不開示情報を除き開示しなければならない」と改正する。

##### (2) 不開示情報の整理

不開示情報に係る規定を、県条例の規定に準じ整理する。

#### 5 施行日

平成24年4月1日

### 議案第4号 南相馬市東日本大震災復興交付金基金条例制定について

#### 【趣旨】

復興交付金事業計画に基づく事業又は事務に要する経費の財源に充てる基金を造成するため、新たに条例を制定するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 目的

復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、国から交付を受ける東日本大震災復興交付金による基金を設置する。

##### 2 基金充当事業

設置目的に沿って市が行う事業の実施に要する経費に充当する。

##### 3 東日本大震災復興交付金の概要

###### (1) 目的

復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させるため。

###### (2) 対象

著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

###### (3) 規模

国費：1兆5,612億円（事業費：1兆9,307億円）※事業費＝国費＋地元負担

###### ①基幹事業（事業費：1兆4,302億円）

被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化  
・該当事業…道路整備事業、防災集団移転促進事業など5省40事業

###### ②効果促進事業等（関連事業）（事業費：5,006億円）

使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

## (4) 本市が提出した事業

## ①基幹事業

公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）	災害公営住宅家賃低廉化事業
学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	東日本大震災特別家賃低減事業
幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	公営住宅等ストック総合改善事業
埋蔵文化財発掘調査事業	住宅地区改良事業
医療施設耐震化事業	小規模住宅地区改良事業
介護基盤復興まちづくり整備事業	住宅市街地総合整備事業
保育所等の複合化・多機能化推進事業	優良建築物等整備事業
農山漁村地域復興基盤総合整備事業	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
農山漁村活性化プロジェクト支援事業	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
震災対策・戦略作物生産基盤整備事業	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
被災地域農業復興総合支援事業	津波復興拠点整備事業
漁業集落防災機能強化事業	市街地再開発事業
漁港施設機能強化事業	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
水産業共同利用施設復興整備事業	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
木質バイオマス施設等緊急整備事業	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
道路事業（市街地相互の接続道路等）	下水道事業
道路事業（高台移転等に伴う道路整備）	都市公園事業
道路事業（道路の防災・震災対策等）	防災集団移転促進事業
災害公営住宅整備事業等	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業

## ②効果促進事業等（関連事業）

## ※復興交付金額

1月末現在申請額：約137億4,900万円（平成23年度及び24年度分）

復興交付金事業計画の公募は、定期的に行われる予定

## 4 施行日等

施行日：公布の日

失効日：平成28年3月31日限りで失効（基金の残金は国庫に返納）

<b>議案第 5 号</b>	<b>南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について</b>
----------------	--------------------------------

**【趣旨】**

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築及び東日本大震災からの復興を図る観点から地方税法等の一部が改正されたことに伴い、本市においても同様の措置を講ずるため、必要な改正を行うもの

**【主な内容】****1 たばこ税の税率の改正**

## (1) 旧 3 級品以外の製造たばこ (1,000 本につき)

	現 行	改正後	差 額
道府県たばこ税	1,504 円	860 円	▲ 644 円
市町村たばこ税	4,618 円	5,262 円	644 円
計	6,122 円	6,122 円	0 円

## (2) 旧 3 級品の製造たばこ

	現 行	改正後	差 額
道府県たばこ税	716 円	411 円	▲ 305 円
市町村たばこ税	2,190 円	2,495 円	305 円
計	2,906 円	2,906 円	0 円

※旧 3 級品の製造たばこ

ゴールデンバット、しんせい、エコー、わかば、バイオレット、うるまの 6 種類

**2 市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の廃止**

退職所得に係る個人住民税の 10% 税額控除を廃止する。

**3 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例**

災害関連の支出であって市県民税申告書（確定申告書含む）の提出日の前日まで支出したものを、損失対象金額として雑損控除できる。

**4 個人市民税の税率等の特例**

市県民税均等割額を下記のとおり改正する。

	現 行	改正後	差 額
県民税均等割	1,000 円	1,500 円	500 円
森林環境税	1,000 円	1,000 円	0 円
市民税均等割	3,000 円	3,500 円	500 円
合 計	5,000 円	6,000 円	1,000 円

**5 施行日**

公布の日。ただし、下記の改正については、それぞれの日

(1) たばこ税の改正 平成 25 年 4 月 1 日

(2) 市民税分離課税の所得割額の特例等の廃止 平成 25 年 1 月 1 日

<b>議案第 6 号</b>	<b>南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する条例制定について</b>
----------------	---

## 【趣旨】

原子力災害による被災者に対する平成 24 年度等の固定資産税及び軽自動車税の負担軽減を図るため、新たに条例を制定するものである。

## 【主な内容】

## 1 固定資産税の減免

## (1) 土地・家屋（平成 24 年度）

地域区分等		H24.1.1 現在	減免等の区分 (H 24 年度)	根拠
震災	浸水区域等	土地：免除区域指定 家屋：半壊以上	課税免除	地方税法①
		土地：減免区域指定 家屋：減免区域指定	1 / 2 減免	
原子力災害	警戒区域	指定継続	課税免除	地方税法②
	計画的避難区域		課税免除	
	旧緊急時避難準備区域	指定解除	1 / 2 減免	減免条例③
	特定避難勧奨地点	指定有	全額免除又は 1 / 2 減免	
その他の区域			1 / 2 減免	減免条例

①：価格決定までに課税免除区域及び 1 / 2 減免区域を指定して公示  
建築制限区域の土地は課税免除  
半壊以上の家屋は課税免除

②：価格決定までに課税免除区域及び 1 / 2 減免区域を指定して公示

③：世帯全員が避難している場合に全額免除

## (2) 償却資産（平成 24 年度）

地域区分等		H24.1.1 現在	減免等の区分 (H 24 年度)	根拠	
震災	滅失・損壊	使用不可		申請で除外	
		取得・改良	課税標準を 1 / 2	地方税法	
原子力災害	警戒区域・計画的避難区域	区域内に所在	全額免除	減免条例	
		区域外に 持出し	使用可	課税	
			使用不可	全額免除	減免条例
	旧緊急時避難準備区域	使用可	課税		
その他の区域		使用不可	全額免除	減免条例	
		使用可	課税		
		使用不可	全額免除	減免条例	

## (3) 代替資産

資産区分等		特例措置	根拠
震災	代替住宅用地	代替住宅用地取得後、被災住宅用地の面積相当分につき、3年度分を住宅用地とみなす	地方税法
	代替家屋（改築家屋）	被災家屋の床面積相当分につき、4年度分を1/2減額、その後の2年度分を1/3減額	
	代替償却資産	4年度分の課税標準を1/2	
原子力災害	警戒区域	代替住宅用地	地方税法
	警戒区域	代替家屋	
	警戒区域	代替償却資産	
計画的避難区域	代替住宅用地	警戒区域と同様	減免条例
	代替家屋		
	代替償却資産	4年度分を1/2減額	

## 2 軽自動車税の減免（平成24年度）

警戒区域内に放置された軽自動車（原付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車）に係る平成24年度の軽自動車税を全額免除

## 3 施行日

平成24年4月1日

<b>議案第7号 南相馬市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について</b>
--

## 【趣旨】

東日本大震災の影響により高齢者等の実態把握等が困難なことから、平成24年度の保険料率を平成23年度のまま据置きとするため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正の理由

第4期介護保険事業計画が平成23年度で終了することから、第5期計画を策定し保険料率の改定等を行うところであるが、東日本大震災に伴い計画策定が困難であることから、暫定計画を策定し、平成24年度の保険料は、平成23年度の保険料率を適用して据え置きとする。

## 2 改正の内容

「南相馬市介護保険条例」及び「南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例」の保険料率の適用年度の末期を「平成23年度」から「平成24年度」に1年間延長する。

## 3 施行日

平成24年4月1日

### 議案第8号 南相馬市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

#### 【趣旨】

公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居要件、収入基準等を定めるため、必要な改正を行うものである。

#### 【主な内容】

##### 1 同居親族要件の継続

現行条例に規定されているため、条例の改正はない。

(継続の主な理由)

- ・現在の市営住宅は世帯向けに整備されており、単身者用の住宅が確保されていないため。
- ・同居親族要件を撤廃した場合、単身者の申し込み等によりさらに応募倍率が高くなり、真に住宅に困窮している者の入居機会を圧迫するため。

##### 2 収入基準額の規定の改正

政令に準じていた収入基準額を、条例で規定する。

要 件	収入基準額 (年額を12で除した額)
入居者又は同居者に下記3の(2)から(4)、(6)又は(7)のいずれかに該当する者がある場合	214,000円
入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合	214,000円
同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合	214,000円
激甚災害等により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合	214,000円 災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円
上記以外の場合	158,000円



### 3 入居者資格（単身入居資格）の特例規定の追加

単身入居が可能な者として、次のものを規定する。

(1) 60歳以上の者
(2) 障がい者でその障がいの程度が下記の程度であるもの ア 身体障がい 1級から4級までに該当する程度 イ 精神障がい 1級から3級までに該当する程度（知的障がいを除く） ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度
(3) 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号ノ3の第1款症であるもの
(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
(5) 生活保護法に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者
(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等
(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法の規定による一時保護・保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

### 4 施行日

平成24年4月1日

#### (参考) 地域主権一括法（第1次、第2次）の概要

##### ◎地域主権一括法（第1次） 公布日：H23.5.2

《概要》 地方分権改革推進計画（H21.12.15閣議決定）を踏まえた関係法律の整備

《内容》 (1) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（41法律）

・公営住宅の整備基準・収入基準等の条例委任 等

(2) 内閣府の所掌事務の追加（内閣府設置法）

##### ◎地域主権一括法（第2次） 公布日：H23.8.30

《概要》 地域主権戦略大綱（H22.6.22閣議決定）を踏まえた関係法律の整備

《内容》 (1) 基礎自治体への権限委譲（47法律）

(2) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（160法律）

・図書館協議会・博物館協議会委員の任命基準 等

<b>議案第 9 号</b>	<b>南相馬市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について</b>
----------------	-------------------------------------

**【趣旨】**

東日本大震災により被災した企業等のニーズへの対応及び他制度との連携を図ることにより、本市への企業立地を促進させるため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

## 1 中小企業者に対する支援制度の拡大（要件の緩和）

要 件	改正後	改正前
建築面積	300㎡	500㎡
投下固定資産額	2,000万円	3,000万円

※現行条例では平成23年度までの「特例」として附則に規定しているが、これを本則に移行

## 2 「ふくしま産業復興企業立地補助制度」への対応

奨励措置の対象を、県の補助制度と同様のものに改正

## 3 被災事業者に対する支援制度の拡大

平成28年3月31日までに取得した中古の建物及び償却資産の改修費・取得費を、新たに奨励措置の対象とする。

## 4 施行日

平成24年4月1日

<b>議案第 10 号</b>	<b>南相馬市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について</b>
-----------------	---------------------------------------

**【趣旨】**

南相馬市文化センターの取壊しに伴い、公の施設である南相馬市原町生涯学習センターを廃止するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

## 1 原町生涯学習センターに係る規定の削除

南相馬市生涯学習センター条例のうち、原町生涯学習センターに係る規定を削除する。

※原町生涯学習センターの業務は、当面は情報交流センターで行うことで調整中。

## 2 施行日

平成24年4月1日

## 議案第 1 1 号 南相馬市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

### 【趣旨】

図書館法の一部改正に伴い、南相馬市立図書館協議会委員の任命の基準を定めるため、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正理由

地方主権一括法（第2次）の制定に伴い図書館法が改正され、これまで図書館法で定めていた図書館協議会の委員の任命基準が廃止され、地域の実情に応じ、文部科学省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとなったため、図書館協議会の委員の任命基準を新たに条例で定めるものである。

#### 文部科学省令「図書館法施行規則」で新たに規定される参酌すべき基準

法第16条の文部科学省令で定める参酌すべき基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

#### 2 改正内容

上記文部科学省令で定める参酌すべき基準と同様の規定を、条文に追加する。

#### 3 施行日

平成24年4月1日

## 議案第 1 2 号 南相馬市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定について

### 【趣旨】

南相馬市文化センターの取壊しに伴い、公の施設である南相馬市勤労青少年ホームを廃止するため、条例を廃止するもの。

### 【主な内容】

#### 1 条例の廃止

南相馬市勤労青少年ホーム条例を廃止する。

#### 2 附則による他の条例の改正

「南相馬市公の施設等の使用に関する条例」及び「南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例」から、南相馬市勤労青少年ホーム等に係る規定を削除する。

#### 3 施行日

平成24年4月1日

<b>議案第 1 3 号 南相馬市立博物館条例の一部を改正する条例制定について</b>
---

**【趣旨】**

博物館法の一部改正に伴い、南相馬市立博物館協議会委員の任命の基準を定めるため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】****1 改正理由**

地方主権一括法（第2次）の制定に伴い博物館法が改正され、これまで博物館法で定めていた博物館協議会の委員の任命基準が廃止され、地域の実情に応じ、文部科学省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとなったため、博物館協議会の委員の任命基準を新たに条例で定めるものである。

<b>文部科学省令「博物館法施行規則」で新たに規定される参酌すべき基準</b>
---

<p>法第22条の文部科学省令で定める参酌すべき基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。</p>
---

**2 改正内容**

上記文部科学省令で定める参酌すべき基準と同様の規定を、条文に追加する。

**3 施行日**

平成24年4月1日

**《予算関係》****《補正予算》**

**議案第 1 4 号 平成 2 3 年度南相馬市一般会計補正予算について**

**議案第 1 5 号 平成 2 3 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について**

**議案第 1 6 号 平成 2 3 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について**

**議案第 1 7 号 平成 2 3 年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について**

**議案第 1 8 号 平成 2 3 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について**

**議案第 1 9 号 平成 2 3 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について**

**議案第 2 0 号 平成 2 3 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について**

**議案第 2 1 号 平成 2 3 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について**

- 議案第 22 号 平成 23 年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について
- 議案第 23 号 平成 23 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 24 号 平成 23 年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第 25 号 平成 23 年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第 26 号 平成 23 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第 27 号 平成 23 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について
- 《当初予算》
- 議案第 28 号 平成 24 年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第 29 号 平成 24 年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 30 号 平成 24 年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第 31 号 平成 24 年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について
- 議案第 32 号 平成 24 年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 33 号 平成 24 年度南相馬市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 34 号 平成 24 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第 35 号 平成 24 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 24 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 24 年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第 38 号 平成 24 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 24 年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第 40 号 平成 24 年度南相馬市病院事業会計予算について

**議案第41号 平成24年度南相馬市工業用水道事業会計予算について****議案第42号 平成24年度南相馬市下水道事業会計予算について****議案第43号 財産の無償譲渡について****【趣旨】**

市有建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】****1 無償譲渡する建物の表示**

所在地 南相馬市原町区大谷字北向116番1

構造 木造瓦葺平屋建

用途 集会所（生活改善センター）

床面積 90.56㎡

評価額 1,336,253円

（敷地は民有地）

**2 相手方**

大谷行政区 会長 武山 勇一

**3 無償譲渡の理由**

当該集会所は、昭和58年度に山村地域農林漁業特別対策事業により建設したもので、建設当初から地元行政区に管理を依頼している。

当該集会所は、建設目的に沿い、地元行政区の各種団体の活動拠点として利用されており、他行政区の集会所整備状況及び石神生涯学習センターの利用状況からして、今後とも利用形態は変わらないものと思われる。

建設に当たっては、地元行政区が約30%を負担しており、補助事業を活用して同様の集会所を整備している他の行政区と同等の負担をしている。

これらのことを鑑み、他の行政区における集会所建設との整合性を図る観点から、無償譲渡とする。

**※当該集会所の取得費・負担内訳**

取得費 (建設費+備品費)	負担内訳			
	国庫	県費	市費	地元負担
9,492千円	4,746千円	758千円	948千円	3,040千円

## 議案第 4 4 号 財産の処分について

### 【趣旨】

みらい夢基金の原資とすることを趣旨として寄附を受けた財産を処分するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定等により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### 1 処分する財産の内訳

財産の種類 金地金 (12 kg)

処分見込額 53,088,000 円 (2/2 現在 4,424 円/g×12,000 g)

#### 2 売却予定相手先

仙台市青葉区一番町 3-5-7

田中貴金属ジュエリー(株) GINZA TANAKA 仙台店

#### 3 処分の理由

この金地金は、みらい夢基金の原資とすることを目的として杉並区住民関係者から寄附いただいたものであり、売却して基金に積み立てるものである。

## 報告第 1 号 専決処分の報告について

### 【趣旨】

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりの事案を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

### 【専決第 1 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び同組規約の変更について】

#### 1 専決処分の日

平成 2 4 年 2 月 2 0 日

#### 2 専決の内容

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、平成 2 4 年 3 月 3 1 日をもって福島県市町村総合事務組合から下記の団体を脱退又は加入させ、同組合の規約を変更することの協議に関し異議がない旨、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分した。

##### (1) 脱退・加入する団体

##### ①脱退

伊達市国見町大枝小学校組合、田島・下郷町衛生組合、西部環境衛生組合、西白河地方衛生処理一部事務組合、白河地方水道用水供給企業団

②加入

南会津地方環境衛生組合（田島・下郷町衛生組合、西部環境衛生組合が平成24年3月31日付で解散し、平成24年4月1日付で新たに設置）

(2) 規約の変更

上記団体の脱退・加入に伴う別表（構成団体の定義等）の変更

(3) 施行日

知事の許可のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用